

2011年10月15日

IATA 危険物規則書 2012年1月1日 第53版の主な変更点

IATA 危険物規則書第53版は、国連やICAOの改訂時期に当たらないため、大幅な変更点はない。IATA DGR 第53版の内容は、国連危険物輸送専門家小委員会(UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG)のモデル規則書の第16改訂版(Model Regulations, 16th Revised Edition)と、その内容をICAOが2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2011-2012年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2009-2010 Edition)に反映させた変更事項も挿入されている。大幅な改訂・変更がある節目の年ではないが、変更点もあるので、留意してほしい。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第53版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第53版のページ欄外に所定の追加(□)、修正(△)、削除(○の中にX)の各マークを付して注意を喚起してある。

2. - Limitations (制限)**2.3 - Dangerous Goods carried by Passengers or Crew (乗客・乗員が搬送する危険物)**

2.3.0.3 - 2.3.2項から2.3.4項までは当該運航者(複数)の許可があれば、乗客および乗員の手荷物として搬送して差し支えない危険物について触れている。運航者は当該許可手続きを特定する文書化した基準、並びに、会社としての搬送の許可条件など適用する特定要件があれば、それらも文書化されていることを勧告する。本勧告に関する更なる詳細は9.5.2.2を参照すること。

DGR 9.5.2 Operator Employees (運航者の従業員)の項に新たに**9.5.2.2**を設け、主旨としては次のような文章が挿入される。「運航者は乗客と乗員の手荷物の中に許される危険物に係わる運航者が与える許可についての方針と手続きを文書化して実施するよう勧告する」。

この**9.5.2.2**には乗客が運航者の許可を得て、機内持ち込み、或いは預託手荷物として携行できる危険物に関して、運航者のマニュアルなどに下記の事項が会社規定として盛り込むように勧告している。

- (a) 危険物携行の許可基準、許可手続き、許可を与える資格者の明記、
- (b) 与えた許可を旅客の電子データに登録し、カウンターや搭乗口への伝達方法、
- (c) チェック・イン時、保安検査時における探査、審査と許可手続き、
- (d) インターライン接続を伴う乗客については相手航空会社の許可入手方法の案内、
- (e) 旅客と接触する職種の従業員に危険物携行許可の手続きなどを熟知させる。

2.3.4.2 - Noteが挿入され、自動的に膨らむ救命胴衣(self-inflating life jacket)について、炭酸ガスもしくは他の区分2.2のガスが水の容量で50mLを超さない小さなガス・カートリッジに収納されているものは規則書の規制を受けない。この規定が挿入された理由は、このような小さな容量のポンプを使用している自転車タイヤ用のポンプを利用している乗客がいた場合、手荷物に収納できるように配慮したものである。

2.3.5.6 - ライターの項に**Note**の3を設け、ライターは使用する際に、2つの独立した作動を行わないと、着火しないような構造であることが望ましいと追記した。

2.7 - Dangerous Goods in Limited Quantities (少量危険物)

少量危険物に適用する規程を再編して、2.7.5 に同一の外装容器に異なる危険物を同梱させる場合の手続きを集約した。前版では 5.0.2.11 と 5.0.3.2 に分散して書かれていたものを一ヶ所にまとめた。

4.- Identification (識別)

4.4 - Special Provisions (特別規定)

特別規定の変更には次のものがある。

A44 - 試薬キットもしくは救急箱に互い危険に反応し合う物質は収納してはならないと明確に規定した。また、キットの中に収納される危険物に包装等級が割り当てられていない場合は、危険物申告書を作成するに当たって、包装等級を記入しなくてよいと定めた。

A802 - 新しい特別規定で、表 4.2 の危険物リストに包装等級が割り当てられていない物質を、少量危険物以外の国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 II の性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A803 - すべての第 8 分類の固体および液体で包装等級 III に当てはまる物質は、少量危険物を除き、国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 II の性能基準に合致した容器でなければならないと、念のため、規定した。

A804 - UN 2803 Gallium と UN 2809 Mercury に適用し、これらの物質を国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 I の性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A805 - UN 1845 Carbon dioxide solid (Dry ice) に適用し、オーバーパックが包装基準 954 の規定に合っているかぎり、ドライ・アイスはそのまま直接オーバーパックの中に収納して差し支えないと明記した。

5. - Packing (包装)

Packing Instructions (包装基準)

953 - “Magnetized Material” の文言を記入しなければならない要件に付き、この情報は航空運送状(AWB)が使用しされていれば、AWB の“Nature and Quantity of Goods”欄に記載すること。AWB が使用されていない場合は別の代替の運送書類の然るべき個所に記載すること。航空会社と事前の取り決めがあれば、EDP、EDI 操作で情報を伝達して良い。

954 - 航空運送状(AWB)が使用されていれば、ドライ・アイスに関する情報を AWB の“Nature and Quantity of Goods”欄に記載すること。AWB が使用されていない場合は別の代替の運送書類の然るべき個所に記載すること。航空会社と事前の取り決めがあれば、EDP、EDI 操作で情報を伝達して良い。また、ドライ・アイスが個々の輸送物の中ではなく、ULD に積みつけられている場合の情報の伝達についても同様である。

965 - 970 - これらの包装基準はリチウム・イオン電池およびリチウム金属電池のものである。Note が追加され、国連の試験に合格することはすべてのリチウム電池に必須であり、電池が修理されたり、改変されたりしても試験に合格しなければならない。なお、Section II に該当するリチウム電池については、これらの電池は 2.3 に規定されている旅客の手荷物での搬送に適用する制限も適用される。リチウム電池は、また、2.4 に規定されている郵便での輸送に適用する制限も適用される。また、Section II の規定で輸送されるリチウム電池は、9.6.1 及び 9.6.2 に規定されている事件、事故、あるいは出来事について報告義務がある。

7. - Marking & Labelling (マーキングとラベリング)

7.1.4.1 オーバーパックの中に収納されている全ての危険物のマーキングがすべて鮮明に目視出来なければ、オーバーパックの外表面に下記をマーキングしなければならない。

- ・ “OVERPACK” と言う文言
- ・ 7.1.5.1(a)[PSN 及び UN/ID ナンバー]、(b)[荷送人と荷受人の氏名・住所]、(e) から (i) [危険物に基づくマーキング] で要求されている必要なマーキング
- ・ 7.1.5.4[回収容器のマーキング] で要求されているマーキング
- ・ 7.1.6.1[矢印マーク]、7.1.6.2[取扱マーク]、7.1.6.3[環境汚染物マーク] で要求されているマーキング
- ・ オーバーパックの中に収納されている輸送物の特別な取扱指示に関するマーキング
- ・ 容器の包装規格マーキングはオーバーパックの外表面に再現する必要はない。“OVERPACK” と言う文言が表示されていれば、オーバーパックの中に収容されている包装物は規定の規格を満たしていると言う意味である。放射性物質を収容しているオーバーパックについては DGR 10.7.1.4 を参照すること。

8. - Documentation (書類の作成)

8.1.1.1 - ますます盛んになって来ているコンピューターを使用しての危険物申告書の情報伝達に鑑み、EDP、EDI 方式で申告書項目を伝達する場合、該当しない方を消す 8.1.6.5 「使用航空機の種別」と 8.1.6.8 「貨物の種別」は該当する方だけを伝達すればよいと申告を簡素化した。放射性物質については 10.8.3.5 と 10.8.3.8 を参照すること。なお、8.1.6.6 発地空港名、8.1.6.7 着地空港名の記入は任意で、空欄にして置いても差し支えないと言う Note を追記してある。放射性物質については 10.8.3.6 と 10.8.3.7 を参照すること。

8.1.6.9.2 Step 7 - 複数のオーバーパックの記載方法を第 7 章のオーバーパックのマーキングの規定に整合するように編集した。

8.2.3 - 危険物申告書を必要としない危険物の輸送において、航空運送状(AWB)に記載しなければならない情報を改訂し、ドライ・アイス、磁性物質、GMO などの物質や物件についての変更点を反映するように改訂した。

9 - Handling (取り扱い)

9.2.1.1 - 新しいパラグラフを加え、表 9.3.D 及び表 9.3.E に示されている隔離距離は貨物ターミナルや貨物倉庫などで放射性物質を仮置きする場合に、最低の隔離距離として使用することが望ましいと示した。

9.5.2.2 - 新しいパラグラフとして追加され、乗客や乗員の手荷物の中に収納される危険物で運航者の許可が必要である場合の管理と処理方法を定めて運航者のマニュアルに掲載するよう勧告している。2.3.0.2 項参照のこと。

Appendix D - 監督官庁の連絡電話番号などを最新のものに改訂した。

Appendix E - E.1 国連規格容器の供給業者の表および E. 2 容器の検査機関の情報を最新のものに改訂した。

Appendix F - 販売代理店、IATA 公認訓練校および IATA 公認訓練センターの表を最新のものに改訂した。

Appendix H – この付録には現時点で分かっている 2013 年 1 月 1 日から実施になる規則の変更点が列記されている。ここに書かれている規定の変更は、国連危険物輸送専門家小委員会 (UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG) で合意が得られ、モデル規則書の第 17 改訂版 (Model Regulations, 17th Revised Edition) に反映されているものと、ICAO の危険物委員会で合意され、ICAO の「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2013-2014 年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2013-2014 Edition) に反映されるものを含んでいる。

以 上

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

(終)